

# 韓国での運用申請手続き

2018年2月改訂

日本と韓国の間には相互運用協定があり、KARLに申請書類を提出して韓国の運用許可（5年間または1か月）を申請することができます。

5年間の許可の場合、コールサインはHL#(日本のコールサイン)または韓国のコールサインから選択することができます。(＃は韓国での免許地によってきまる1～5の数字です。)但し、韓国に持ち込む無線機は韓国の型式認定を受けた無線機以外は当局の検査を受ける必要があります。(検査料は無線機1台につき11,000ウォン(US\$10)です。)

1か月免許の場合、コールサインはHL#(日本のコールサイン)となりますが、無線機の検査はありません。

運用許可の発給には約4週間かかるかとされていますが、2か月以上前の申請が安全だと思います。この運用許可は延伸することができます。

1. 次の提出書類をエメールで送るか、PDFあるいはJPEG形式でe-メールに添付して送ってください。

- 1) 申請書 ([https://www.karl.or.kr/bbs/board.php?bo\\_table=form&wr\\_id=8](https://www.karl.or.kr/bbs/board.php?bo_table=form&wr_id=8))
- 2) 無線従者免許証および無線局免許状のコピー
- 3) 旅券のコピー（写真のあるページ）
- 4) 申請手数料。

2. 許可の延伸あるいは無線機の変更

運用許可は5年間有効であり、これを延伸することができます。許可の延伸あるいは無線機の変更には次の書類を許可の有効期限の2か月以上前に提出します。

- 1) 申請書 ([https://www.karl.or.kr/bbs/board.php?bo\\_table=form&wr\\_id=10](https://www.karl.or.kr/bbs/board.php?bo_table=form&wr_id=10))
- 2) 無線従者免許証および無線局免許状のコピー
- 3) 旅券のコピー（写真のあるページ）
- 4) 現在の許可証の写し
- 5) 申請手数料。

現在、HL#／ホームコールの許可証を所持していて、韓国の局と同様のコールサインの付与を希望する場合には、新規の申請を行ってください。

3. 申請手数料（2011年11月1日から、低減）

最初の申請	50,000ウォン (US\$45)
延伸／変更	20,000ウォン (US\$18)

手数料は次の銀行口座に送金してください。

(口座名義)	KARL
(銀行名)	KEB Hana Bank
(口座番号)	204-22-03894-0
Swift Code	KOEXKRSE
(銀行住所)	KEB Hana Bank, 66 Euljiro, Jung-gu, Seoul, Korea

Paypal での支払いは、hl0hq@hanmail.net へ。

4. 操作範囲

韓国で運用できる操作範囲は、資格別に概ね次のとおりです。第3級と第4級は日本と若干異なりますので、注意してください。日本でアマチュア局の操作ができるプロの資格でも問題なく申請できます。

日本の従事者資格	韓国での操作範囲
第1級アマチュア無線技士	全バンド・全モード・1000ワット
第2級アマチュア無線技士	全バンド・全モード・200ワット
第3級アマチュア無線技士	10, 14, 18 MHz 帯を除く周波数帯・全モード・50ワット
第4級アマチュア無線技士	10, 14, 18 MHz 帯を除く周波数帯・ CWを除く全モード・50ワット

5. 問合せ及び申請先

- 1) 住所： Korean Amateur Radio League  
KARL Building 2F, 1584 Jungbu-daero, Cheoin-gu,  
Yongin-city, Gyeonggi-do, Korea 17144
- 2) 電話： 82-2-575-9580 (韓国語、海外からかける場合)  
02-575-9580 (韓国語、韓国内からかける場合)
- 3) E-メール (英語)： hl0hq@hanmail.net